北海道釧路地区における散布漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日　令和６年３月６日
協定認定日　令和６年３月２７日

（目的）

第１条　本協定は、散布漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために 具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第２条　本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類はそれぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（1）	釧路地区地先海面	スケトウダラ	・すけとうだら固定式刺し網漁業
（2）	釧路地区地先海面	シロサケ・サクラマス・ カラフトマス・クロマグロ	・さけ定置漁業（秋定置） ・さけ定置漁業（春定置）
（3）	釧路地区地先海面	カレイ	・かれい固定式刺し網漁業
（4）	釧路地区地先海面	ケガニ	・かにかご漁業（けがに）
（5）	釧路地区地先海面	ミズダコ・ヤナギダコ	・たこ空釣り縄漁業
（6）	釧路地区地先海面	マダラ	・たら固定式刺し網漁業
（7）	釧路地区地先海面	チカ・コマイ・ハタハタ	・ちか･こまい･はたはた小定置漁業
（8）	釧路地区地先海面	ツブ類	・つぶかご漁業
（9）	釧路地区地先海面	ナガコンブ・オニコンブ	・こんぶ漁業（採り）

（資源管理の目標）

第３条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ	資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号。以下同じ。）別紙２―１くろまぐろ（小型魚）及び別紙２―２くろまぐろ（大型魚）に定める目標
スケトウダラ	資源管理基本方針別紙２－８すけとうだら太平洋系群に定める目標
シロサケ	北海道資源管理方針別紙３－１さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性
サクラマス	北海道資源管理方針別紙３－２さくらます（日本系）に定める資源管理の方向性
カラフトマス	北海道資源管理方針別紙３－３からふとます（日本系）に定める資源管理の方向性
カレイ	北海道資源管理方針別紙３－６まつかわ北海道～常磐以北太平洋海域に定める資源管理の報告性
ケガニ	北海道資源管理方針別紙３－１４けがに釧路東部海域に定める資源管理の方向性
ミズダコ	北海道資源管理方針別紙３－１８みずだこ北海道海域に定める資源管理の方向性
ヤナギダコ	北海道資源管理方針別紙３―１９やなぎだこ北海道海域に定める資源管理の方向性
マダラ	北海道資源管理方針別紙３－２３まだら北海道太平洋海域に定める資源管理の方向性
チカ	北海道資源管理方針別紙３－２８ちか北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
コマイ	北海道資源管理方針別紙３－３５こまい北海道に定める資源管理の方向性
ハタハタ	北海道資源管理方針別紙３－３６はたはた北海道太平洋海域に定める資源管理の方向性
ツブ類	北海道資源管理方針別紙３－５５つぶ類北海道周辺海域（えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼら、おおからふとばい等）に定める資源管理の方向性
ナガコンブ	北海道資源管理方針別紙３－５９ながこんぶ北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
オニコンブ	北海道資源管理方針別紙３－６０おにこんぶ（らうすこんぶ）北海道周辺海域に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
（1）	【すけとうだら固定式刺し網漁業】 北海道すけとうだら漁業の漁獲量の総量が北海道すけとうだら漁業の知事管理漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）の90％を超えたときには、北海道すけとうだら漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はスケトウダラの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95％を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90％を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。
（2）	【さけ定置漁業（秋定置）】 道が定めるふ化放流計画（えりも以東海域）の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 達しないことが見込まれる場合には、毎年、えりも以東海区さけ定置漁業調整協議会等で定めた自主的資源管理措置を遵守する。 《クロマグロ強度資源管理》 １．北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 ２．資源管理基本方針及び北海道の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条第２項の規定に基づき知事が行う公表、助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。 《その他の取組み》 さけます増殖団体が行う種苗放流に係る経費の一部を負担する。 【さけ定置漁業（春定置）】 操業期間における期首について漁具規制を行う（4/21～4/23は漁具を敷設しない。） 《クロマグロ強度資源管理》 １．北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 ２．資源管理基本方針及び北海道の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条第２項の規定に基づき知事が行う公表、助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。 《その他の取組み》 さけます増殖団体が行う種苗放流に係る経費の一部を負担する。
（3）	【かれい固定式刺し網漁業】 操業可能日数の１０％以上を休漁日とする。

（4）	【かにかご漁業（けがに）】 1．毎年、水産試験場の資源調査結果の下、釧路総合振興局長が定めた許容漁獲量を釧路東部海域毛がに資源対策協議会において船別に配分しそれを遵守する。 2．漁獲量の合計が、許容漁獲量の98％を超えたときは、協定代表者の指示に従い、漁獲の積み上がりを抑制するため操業隻数を許可隻数の２／３以下に抑えることとし、許容漁獲量を超過することが見込まれる場合は操業停止等の措置を講ずる。 《その他の取組み》 ○釧路東部海域毛がに資源対策協議会が別に定める自主的資源管理措置を遵守する。
（5）	【たこ空釣り縄漁業】 操業可能期間における期首から起算して１０％以上の日数は漁具を敷設しない。 《その他の取組み》 ○体長１０ｃｍ未満のミズダコ・ヤナギダコは海中還元する。
（6）	【たら固定式刺し網漁業】 操業可能日数の１０％以上を休漁日とする。
（7）	【ちか・こまい・はたはた小定置漁業】 操業可能期間における期首から起算して１５％以上の日数は漁具を敷設しない。
（8）	【つぶかご漁業】 操業可能期間における期首から起算して１０％以上の日数は漁具を敷設しない。
（9）	【こんぶ漁業（採り）】 操業可能日数の１５％以上を休漁日とする。 《その他の取組み》 ○雑藻駆除の実施 ○雑藻駆除後の禁漁区の設定 ○旗揚げ操業の実施 ○操業期間中の禁漁区の設定

（取組の履行確認に関する事項）

第５条　前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年１回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

２　全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

３　第１項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

４　第１項の履行確認においては、前条の取組について次表のとおり客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとし、次表に記載の取組以外は当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証明書類等

（1）	【すけとうだら固定式刺し網漁業】 ●協定代表者による漁獲量報告書 ●振興局によるＴＡＣ数量確認書 なお、操業自粛を講じた場合は、下記の書類を追加提出するものとする。 ●漁協伝票 ●振興局による証明書（消化率が９０％を超過した期間を証明するもの。）
（2）	【さけ定置漁業（秋定置）】 ●ふ化放流計画（地区増協）の達成見込みが分かる資料 なお、達しないことが見込まれた場合は、下記の書類を取組みに応じて追加提出するものとする。 《共通の提出書類》 ●えりも以東海区さけ定置漁業調整協議会等による自主的資源管理措置の決定通知書 《漁具の撤去（一部撤去含む）》 ●撤去作業及び撤去状況がわかる写真（日付を表記する。） ●協定代表者による撤去証明書 《漁期の短縮（期首）》 ●漁具敷設時の写真（日付を表記する。） ●漁業法第９０条に基づく資源管理の状況等の報告 ●漁協伝票 《漁期の短縮（期末）》 ●漁具撤去作業及び撤去状況がわかる写真（日付を表記する。） ●漁業法第９０条に基づく資源管理の状況等の報告 ●漁協伝票 《休漁措置（期中）》 ●漁業法第９０条に基づく資源管理の状況等の報告 ●漁協伝票 ●その他休漁した旨、客観的に証明できる書類 上記以外の措置を講じた場合は、北海道資源管理協議会と協議の上、証明書類を提出する。 【さけ定置漁業（春定置）】 ●漁協伝票 【クロマグロ強度資源管理】 ●実施報告書 ●実施状況確認表 なお、クロマグロの漁獲状況に応じて、下記の書類を追加提出するものとする。 《漁獲がある場合》 ●漁獲割当確認表 《漁獲がない場合（放流実績あり）》 ●操業日誌 ●放流の動画又は写真

（3）	【かれい固定式刺し網漁業】 ●漁協伝票
（4）	【かにかご漁業（けがに）】 ●漁協伝票 ●船別許容漁獲量証明書
（5）	【たこ空釣り縄漁業】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書
（6）	【たら固定式刺し網漁業】 ●漁協伝票
（7）	【ちか・こまい・はたはた小定置漁業】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書
（8）	【つぶかご漁業】 ●漁協伝票 ●協定代表者による漁具敷設証明書
（9）	【こんぶ漁業（採り）】 ●協定代表者による休漁証明書

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第６条　全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 30 条第１項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第１項及び第 90 条第１項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。

２　全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第７条　第４条の具体的な取組の水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の２分の１を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

２　前項の規定にかかわらず、水産資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から１年以内に検証を行うこととする。

３　前２項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第８条　参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

２　前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第９条　全参加者の代表権を有する者（以下、「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

２　参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

３ 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　本協定の有効期間は、協定施行の日から５年間（令和６年３月６日から令和１１年３月５日まで）とする。

（あっせんすべきことを求める場合の手続き）

第１１条　法第 126 条第１項の規定に基づき北海道知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の３分の２以上の多数をもって行う。

（協定代表者の機能及び経費の負担）

第１２条　協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

⑴　資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

⑵　法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

⑶　その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

①　協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、 全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

②　協定代表者は、第１項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

③　協定にかかる事務手続き及び報告については、散布漁業協同組合が処理するものとする。

（その他）

第１３条　本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和６年３月６日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙のとおり